

四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第2号

四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部を改正する条例

四日市市土地開発公社経営健全化基金条例（平成19年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>旧四日市市土地開発公社取得土地活用基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、<u>旧四日市市土地開発公社</u>（以下「<u>旧公社</u>」という。）<u>から取得した土地の活用</u>に向けた財源を確保するため、<u>旧四日市市土地開発公社取得土地活用基金</u>（以下「<u>基金</u>」という。）を設置する。</p> <p>（基金の処分）</p> <p>第5条 基金は、<u>旧公社から取得した土地に係る経費の財源</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p><u>四日市市土地開発公社経営健全化基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、<u>四日市市土地開発公社</u>（以下「<u>公社</u>」という。）<u>の経営の健全化</u>に向けた財源を確保するため、<u>四日市市土地開発公社経営健全化基金</u>（以下「<u>基金</u>」という。）を設置する。</p> <p>（基金の処分）</p> <p>第5条 基金は、<u>公社の経営の健全化に要する経費及び公社の経営健全化計画に伴い取得した土地に係る経費の財源</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（政策推進部政策推進課）